

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和5年12月20日午後1時30分から令和5年第13回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は20名で次のとおりである。

第1番委員	坂井 聡	第11番委員	高橋 新一
第2番委員	小野まり子	第12番委員	佐藤 新浩
第3番委員	宮本 賢	第13番委員	佐藤 祝
第4番委員	倉田和久	第14番委員	山路 和弘
第5番委員	渡辺好章	第15番委員	小坂 倫充
第6番委員	松本 隆	第16番委員	岩野 悦子
第7番委員	高橋 重貴	第17番委員	小嶋 教三
第8番委員	及川 宏和	第18番委員	田口 敏
第9番委員	有住 寿哉	第19番委員	高橋 正則
第10番委員	高橋 義隆	第20番委員	菊地 成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局 長	関口 潤
事務局 長 補佐	高橋 真一郎
係 長	藤原 一裕
主 事	巴 春菜

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1稿の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について
議案第4号	農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について
議案第5号	荒廃農地の農地・非農地の判断について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係 長	藤原 一裕
主 事	巴 春菜

- 議 長 只今から令和5年第13回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。
- 時間 13時30分
- 議 長 只今の出席委員は、20名であります。
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。
- 議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、議事録署名人には10番高橋義隆委員、11番高橋新一委員を、書記には事務局を指名いたします。
- 議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。
- 議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長報告を求めます。
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
報告が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 第5番委員 5番渡辺です。30日に農業賞の選考が行われていますが、結果についてのプレス発表はいつになるのでしょうか。
- 事務局 5番渡辺委員のご質問にお答えします。プレス発表は21日午前となります。
- 第2番委員 2番小野です。議会一般質問について、農業委員会だよりに関する質問はどのようなものですか。
- 事務局 2番小野委員のご質問にお答えします。農業委員会だよりについて、「町外の方が見れるような状況になっていきますか。ホームページに掲載していますか。」という質問でした。「今まで農業委員会だよりはホームページへ掲載していませんでしたが、今年度から掲載しています」と回答をしています。
この質問の趣旨としては、町外の方が金ケ崎町の農地を相続することもあり、情報が町外の方にも行き渡るようにしなければいけないというものでした。
- 議 長 その他、質問ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。
- 議 長 日程第4、報告第1号 農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

議長 日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議長 日程第6、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。
事務局説明を求めます。

事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

第18番委員 18番田口です。農地の売買金額について、相対で決まるものであり、農業委員として言えることはございませんが、今回の案件は住宅地に隣接しており、あまり見ないような金額での取引となっております。農地の売買金額について、疑念があります。

第19番委員 19番高橋です。私も18番田口委員と同意見です。
農地を農地として使用するために売買するというものですが、隣が住宅地ということもあり、憶測ではありますが、将来的に住宅地になる可能性があると感じました。
将来的に農地転用したいという申し出があった際は、規定によると「早期転用は原則できない」とありますが、100%できないわけではないと解釈できます。この原則論についても確認したいです。

事務局 18番田口委員、19番高橋委員のご質問にお答えします。
金額については、委員会として語れる部分はありませんが、事務局として事実確認したことについてお話しします。
結論として、譲受人については、当面農地利用をするということを確認しています。
もし数年後、農地転用申請が出てきた場合ですが、転用の許可基準に照らし合わせて判断することになります。
当該地は都市計画の用途地域内で住居地域になっており、住居になることについて否定できるものではありません。
次に一般基準についてです。事業実施の確実性というところで金銭的部分がどうなっているのか、周辺農地の影響はどうかというものです。こちらについては、現地確認を行い、総合的に判断することになります。

議 長 その他、質問ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は許可することに決定しました。

議 長 日程第7、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。
事務局説明を求めます。

事務局 第10番委員 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。
番号1番の案件について10番高橋義隆委員より報告願います。
10番高橋です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。
12月15日午前に、南方地区の佐藤浩幸委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。
譲受人である■■■■さんが、集合住宅4棟を建設するため、■■■■さん所有の田を、売買により取得し、転用しようとするものです。
農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、第3種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。
一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額金融機関からの融資により実施することを金融機関からの融資証明書により確認しています。
現地は、東側が農地と接していますが、雨水については、敷地内に側溝を整備し、北側の側溝に排水するほか、境界にはL型擁壁を設置し、土砂の流出を防止する計画になっていることから、周辺農地等への影響は発生しないものと考えられます。
以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断致しました。
以上で現地報告を終わります。

議 長 ご苦労様でした。
これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。
———全員挙手———
- 議 長 挙手全員であります。よって、本案は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。
- 議 長 日程第8、議案第3号金ケ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
事務局説明を求めます。
- 事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
ここで、利用権設定番号9番から24番の案件について4番倉田和久委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。
———4番委員退席———
- 議 長 これより、利用権設定番号9番から24番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。
———なしの声あり———
- 議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
———なしの声あり———
- 議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
利用権設定番号9番から24番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
———全員挙手———
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案件は原案のとおり決定しました。
4番倉田和久委員の入席を許します。
———4番委員入席———
- 議 長 4番倉田和久委員の案件については、原案のとおり決定しました。
つづいて、利用権設定番号25番から27番の案件について8番及川宏和委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。
———8番委員退席———
- 議 長 これより、利用権設定番号25番から27番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。
———なしの声あり———
- 議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
———なしの声あり———

- 議 長 討論なしと認めます。
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 利用権設定番号 25 番から 27 番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
 ——全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。
 よって、本案件は原案のとおり決定しました。
 8 番及川宏和委員の入席を許します。
 ——8 番委員入席——
- 議 長 8 番及川宏和委員の案件については、原案のとおり決定しました。
 つづいて、利用権設定番号 28 番から 33 番の案件について 7 番高橋重貴委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。
 ——7 番委員退席——
- 議 長 これより、利用権設定番号 28 番から 33 番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。
 ——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。
 討論に入ります。討論ございませんか。
 ——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 利用権設定番号 28 番から 33 番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
 ——全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。
 よって、本案件は原案のとおり決定しました。
 7 番高橋重貴委員の入席を許します。
 ——7 番委員入席——
- 議 長 7 番高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました。
 続いて、利用権設定番号 34 番及び 130 番の案件について 9 番有住寿哉委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。
 ——9 番委員退席——
- 議 長 これより、利用権設定番号 34 番及び 130 番の案件について、質疑に入ります。質疑ございませんか。
 ——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。
 討論に入ります。討論ございませんか。
 ——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 利用権設定番号 34 番及び 130 番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

- 議 長 ——全員挙手——
 挙手全員であります。
 よって、本案件は原案のとおり決定しました。
 9 番有住寿哉委員の入席を許します。
 ——9 番委員入席——
- 議 長 9 番有住寿哉委員の案件については、原案のとおり決定しました。
 つづいて、利用権設定番号 60 番の案件について 19 番高橋正則委員
 が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を
 命じます。
 ——19 番委員退席——
- 議 長 これより、利用権設定番号 60 番の案件について、質疑に入ります。
 質疑ございませんか。
 ——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。
 討論に入ります。討論ございませんか。
 ——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 利用権設定番号 60 番の案件について原案のとおり決定することに賛
 成する委員の挙手を求めます。
 ——全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。
 よって、本案件は原案のとおり決定しました。
 19 番高橋正則委員の入席を許します。
 ——19 番委員入席——
- 議 長 19 番高橋正則委員の案件については、原案のとおり決定しました。
 つづいて、利用権設定番号 61 番及び 64 番から 72 番の案件について
 6 番松本隆委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当してお
 りますので退席を命じます。
 ——6 番委員退席——
- 議 長 これより、利用権設定番号 61 番及び 64 番から 72 番の案件につい
 て、質疑に入ります。質疑ございませんか。
 ——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。
 討論に入ります。討論ございませんか。
 ——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 利用権設定番号 61 番及び 64 番から 72 番の案件について原案のと
 おり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
 ——全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。
 よって、本案件は原案のとおり決定しました。
 6 番松本隆委員の入席を許します。

- 6 番委員入席——
- 議 長 6 番松本隆委員の案件については、原案のとおり決定しました。
つづいて、利用権設定番号 62 番及び 63 番の案件について 1 番坂井
聡委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので
退席を命じます。
- 1 番委員退席——
- 議 長 これより、利用権設定番号 62 番及び 63 番の案件について、質疑に
入ります。質疑ございませんか。
- なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
- なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
利用権設定番号 62 番及び 63 番の案件について原案のとおり決定す
ることに賛成する委員の挙手を求めます。
- 全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案件は原案のとおり決定しました。
1 番坂井聡委員の入席を許します。
- 1 番委員入席——
- 議 長 1 番坂井聡委員の案件については、原案のとおり決定しました。
つづいて、利用権設定番号 73 番の案件について 3 番宮本賢委員が、
農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命
じます。
- 3 番委員退席——
- 議 長 これより、利用権設定番号 73 番の案件について、質疑に入ります。
質疑ございませんか。
- なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
- なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
利用権設定番号 73 番の案件について
原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案件は原案のとおり決定しました。
3 番宮本賢委員の入席を許します。
- 3 番委員入席——
- 議 長 3 番宮本賢委員の案件については、原案のとおり決定しました。
それでは、議案第 3 号の所有権移転並びに利用権設定番号 1 番から
8 番、35 番から 59 番、74 番から 129 番及び 131 番から 138 番の案件

について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

第 1 2 番 委 員 12 番佐藤です。所有権移転番号 2 番の案件について、今回解約案件
 事 務 局 もあり、その時と所有者が異なっているのはなぜでしょうか。

12 番佐藤委員のご質問にお答えします。

大変申し訳ありません。解約案件について、貸付人と借受人が逆と
 第 8 番 委 員 8 番及川です。再設定の案件で、農業機械等を持っていない方が借
 事 務 局 受人となっています。どのような判断になりますか。

再設定の案件であり、現時点では特に荒廃農地になっているわけ
 議 長 ではなく、適切に管理されているという判断で受付しております。

その他、質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 3 号金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のと
 議 長 おり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 日程第 9、議案第 4 号農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定
 についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事 務 局 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

第 1 2 番 委 員 12 番佐藤です。確認させていただきたいのですが、終期が 4 月 30
 日となっており、農作業の真っ最中であると思います。前回の契約期
 間を引き継いでいるからこのようになるのでしょうか。

事 務 局 12 番佐藤委員のご質問にお答えします。

委員のおっしゃる通り、前耕作者の契約期間を引き継ぎ、4 月 30 日
 までの期間となっております。

議 長 その他、質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について、
 原案のとおり作成要請することに賛成する委員の挙手を求めます。

- 議 長 ——全員挙手——
 挙手全員であります。
 よって、本案は、原案のとおり農地中間管理機構に対して、促進計画の作成を要請することに決定しました。
- 議 長 日程第 10、議案第 5 号荒廃農地の農地・非農地の判断についてを議題といたします。
 事務局 説明を求めます。
 事務局 局長 【事務局 朗読説明】
 説明が終わりました。
 ここで、番号 1 番及び 2 番の案件について 3 番宮本賢委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。
- 議 長 ——3 番委員退席——
 これより、番号 1 番及び 2 番の案件について、質疑に入ります。
 質疑ございませんか。
- 議 長 ——なしの声あり——
 質疑なしと認めます。
 討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ——なしの声あり——
 討論なしと認めます。
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 番号 1 番及び 2 番の案件について調査報告のとおり「非農地」と判断することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 長 ——全員挙手——
 挙手全員であります。
 よって、本案件は調査報告のとおり「非農地」と判断することに決定しました。
 3 番宮本賢委員の入席を許します。
 ——3 番委員入席——
- 議 長 3 番宮本賢委員の案件については、「非農地」と判断することに決定しました。
 それでは、議案第 5 号の番号 3 番から 17 番の案件について、質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 第 5 番委員 5 番渡辺です。非農地判断した場合のメリットやデメリットについて教えていただきたいです。
- 事務局 5 番渡辺委員のご質問にお答えします。まずは手続きの流れについて説明させていただきます。
 議案決定後、所有者宛てに非農地通知を送付します。所有者にはその証明書を法務局に提示し地目変更行っていただきます。
 固定資産税は原野山林となると若干安くなります。
 また、農地の場合は、転用許可が必要ですが、山林原野は農地法の縛りがなくなるので売買等がしやすくなると思われま

- 議 長 その他、質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第5号 荒廃農地の農地・非農地の判断について調査報告のとおり「非農地」と判断することに賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は調査報告のとおり「非農地」と判断することに決定しました。
- 議 長 これで、本日の日程は全部終了いたしました。
令和5年第13回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。
ご苦労さまでした。

時間 14 時 40 分